

こんにちは 町長です  
Hello from the Mayor



高野 まさひろ

## 新たなマルシェでつなぐ 松伏町の賑わいと魅力

皆さま、こんにちは。若葉がまぶしく、初夏のさわやかな風が心地よい季節となりました。

少し前になりますが、春先に松伏神社で「桜ふれあいマルシェ」が開催されました。今年から新しく始まったこのイベントは、町民の皆さまや関係者のご協力のもと実現したもので、会場には多くの笑顔とにぎわいがあふれていました。地域のお店やキッチンカーの出店など、世代を超えた交流の輪が広がり、松伏町の新しい魅力と可能性を感じる一日となりました。

こうした新しいイベントは、人と人をつなぎ、まちに元気を生み出す大切な力です。町としましても、皆さまのアイデアや行動が形となり、松伏町ならではの新しい取り組みやイベントが次々と生まれるよう、後押ししてまいります。

これからも進化する施策と町民の力で、松伏町の明るい未来を築いてまいります。



## 訪問購入での犯罪まがいの トラブルにご注意！

訪問購入をきっかけにした犯罪まがいのトラブルが発生しています。一人で在宅している高齢女性が被害に遭いやすいため、特に注意が必要です。

**【事例1】**前日に「不用品を受け取ります」と女性から電話があり承諾した。翌日、男性が来訪し、会社名も名前も言わず勝手に家に入り貴金属を持ち去った。

**【事例2】**突然来訪した購入業者を玄関の外で待たせ、家に不用品を取りに入った。戻ると業者が家の中に居て貴金属を出すよう脅してきた。「無い」と強く言って追い返した。

### 消費生活センターからのアドバイス

- ・訪問購入での犯罪まがいの深刻な被害がみられます。安易に訪問を承諾してはいけません。
- ・訪問購入では飛び込み訪問や事前に承諾した商品以外の買取りを法律で禁止しています。
- ・クーリングオフ期間(8日間)は商品の引き渡しを拒めます。
- ・消費者が売却を断ると、購入業者は再度勧誘してはいけないと法律で定められています。
- ・トラブルや不安があれば消費生活センターにご相談ください。家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談が可能です。

1人で悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン 松伏町消費生活センター

188 局番なし 又は ☎984-7208

人権  
それは 愛

## こどもの人権について ～こどもたちの笑顔と未来を守るために～

問合せ  
教育文化振興課 ☎991-1873  
行財政課 ☎991-1815

こどものいじめは、度々ニュースでも報道されるように、現在も起きている深刻な人権問題です。その種類は多岐にわたり、からかいや無視、暴力、昨今ではSNS等での悪口など、周りから見えにくいいじめも増加しています。被害を受けたこどもは心や体に傷を負い、不登校になったり、こころの病気を抱えてしまったりする場合もあります。

いじめは身近な問題であり、周りの大人がこどものちょっとした変化に気付いてあげることが大切です。家庭では、学校での様子や友達のことについて聞いて

みたり、こどもの衣類が汚れている、持ち物が壊れている、元気がないなど、いつもと様子が違うと感じたら、まずはゆっくり話を聞いてあげましょう。

もし、いじめに気付いたら、ためらわず学校や相談窓口にご相談ください。

いじめは決して他人事ではありません。私たち一人ひとりの関心と行動が、こどもたちの笑顔と未来を守ることとなります。家庭だけでなく地域全体で取り組み、いじめのない社会を目指していきましょう。